

国家黎明期に外国人旅行者誘致事業が果たした役割

佐藤博康

—How we have built our nation through the
inbound tourism development (1865–1936)—

Hiroyasu SATO

目次

1. 本論のねらい
2. 日本のインバウンド観光振興の特徴
3. 維新前夜
4. 明治維新と外国人旅行者
5. 外国人による国内旅行の自由化と訪日外客誘致事業の開始
6. 外客受入効果の認識と戦争
7. 大正時代から戦前にかけての訪日旅行の実態
8. まとめ

1. 本論のねらい

平成14年度からわが国は、「観光立国」を謳い、いわゆる外国人旅行者誘致事業（以下、インバウンド観光振興）の新たな取り組み¹⁾を開始した。一方、国内環境づくりの一環として、平成18年の景観三法の施行に加え、平成19年1月にはいわゆる観光立国推進基本法が施行され、観光資源の質の向上、人材育成などを通じて観光の国際競争力強化を図ることとなった。この流れの意味するところは、インバウンド観光振興事業はもはや単なる数の論理を超えて、わが国における観光体験の質が問われていることを示しているという点であろう。さらに、平成20年度には、観光関係者の悲願でもあった、観光庁の設置が予定されている。いままさに「観光」をキーワードに国づくりが着々と進んでいる。

ところで、わが国の外国人訪日観光を歴史的に省みてみると、明治初期の国力増進、軍事力増強の一方で、いわば諸構造が西欧化に追われるなか、手法としての外客誘致活動に政府や民間が一体となって積極的に取り組んだ経緯を覗き知ることができる。その際、外客誘致活動の大義名分が、現在海外諸国で一般的に使われているようないわゆる「経済的効果」であるとか「外貨獲得」あるいは「来訪者数」といったいわばユニバーサルなロジックなのではなく、我が国の風光明媚や文化を宣伝することを通じて、欧米による『日本理解』を増進することに主眼が置かれ、相互理解促進という言葉が謳われてきたことは大変興味深い。

その背景には、維新前後に我国が取った外交政策とその周辺を取り巻く国内や海外、とりわけアジアの政治状況があるわけであるが、それはまた欧米に対する我が国の独立すなわち国家のアイデンティティーを早急に如何に確保するかという国家的使命感に直結している。さらに遡って考えれば、その遠因が徳川幕府のとった鎖国政策にあったことはいうまでもない²⁾。

本論には、こうした歴史的な背景を念頭に入れて大きく三つの目的をもたせている。第一に、海外諸国の国際観光政策とは趣旨を異にする我が国特有の国際観光観を考察すると共に、その背景となった幕末・明治維新から第二次世界大戦前夜までの間の我が国における外国人訪日旅行に焦点を当て、我が国が外客誘致活動を開始した時代背景を理解することである。第二に、同時に、様々な葛藤を繰り返しながら我が国がたどってきた国家のあゆみを、インバウンド観光振興の歴史という視線からとらえ直して記録をまとめておくことである。第三は、こうした歴史の中からわが国固有のインバウンド観光事業のあり方を検討するとともに観光後発国が観光をどのように理解し国づくりに活用すべきかといった問題にもひとつのヒントを示すことである。

2. 日本のインバウンド観光振興の特徴

我が国のインバウンド観光振興の歴史は、すでに触れたように、一言でいえば日本という国の国家的アイデンティティー確立への歩みの歴史であった。現代のいわゆる「観光立国論」の提唱の中でも、その理由が、わが国の世界的な位置であるとか他国との比較にお

けるわが国の存在などに触れていることから未だにこの歴史は継続していると考えて間違いなさそうである。

戦後の我が国の国際観光政策の中でも『外貨獲得』という経済効果目的と相互理解あるいは『日本理解』の振興・促進といういわば情緒効果目的との間でその方針が大きく振れてきた。1980年代半ばには、著しい経済成長により我が国に外貨が集中し、その蓄積が拡大しつつある中で、世界からは厳しい批判（いわゆるジャパンバッシング）を浴びることになった³⁾。これを受けて戦後の経済復興のための外貨獲得が目的だった訪日外客誘致事業の建前が、『日本理解』促進へと大きくシフトすることになる。この狭間にあって、筆者の体験からみても、我が国のインバウンド観光振興が海外諸国のような経済効果一辺倒といった一本筋の通ったところがなく、対外的にも、また対内的にもどこか中途半端な印象を与え、なんのための訪日外客誘致事業なのかといった疑問に答えを出すことに大変苦しんだ記憶がある。

そもそも諸外国にあっては、インバウンド観光振興事業はあくまでも国内産業振興の一部であって、国際観光推進の目的としては、外貨獲得つまり経済効果を第一義としている。その結果、相互交流並びに訪問国理解といったいわば情緒的效果は、欧米諸国にとっては事業の波及効果の一部として認識されていたに過ぎない⁴⁾。

我が国が、インバウンド観光を振興するにあたって、このいわば情緒的な効果を求めつつ独自のコンセプトを導入しようとした背景を考えるにあたっては、明治維新以降、国家のアイデンティティーをいかに確立するかというところから始まったわが国の近代国家形成における歴史的な経緯をたどってみることが必要となる。さらに、訪日外客数といった単なる国際観光量の分析やこれに対する批判などはさておき、忘れてならないことは、国家のイニシアティブの下に外客誘致活動を開始した国として、日本はヨーロッパのいくつかの国々と並んで最先進国であったということを確認しておくことも重要なのではなからうか。

わが国が訪日外客誘致に向かう動機となったのは諸外国とかなり異なり、国家的アピールのひとつの手段としての戦略的ツールという宿命であったことはすでに触れたところである。この点を理解することは、我が国におけるインバウンド観光振興政策の特性を考えるうえで大変重要なことである。なぜならば、経済効果目的ばかりではない国際観光振興のもう一つの存在理由を示すことになるからである。

なぜ、我が国がインバウンド観光振興を事業として開始したのか、あるいは、そうせざるをえなかったのか。その際の大義名分が、外貨獲得ではなく、日本を文明国の一部として欧米に紹介する、つまり欧米に日本を理解させるという目的となり、いまだにその影を引きずっているのはなぜなのか。そこでまず以下に歴史的な背景を振り返りながら考えてみよう。

3. 維新前夜

徳川家光が1639年にポルトガル船の来航を禁じていわゆる鎖国が完成する。欧米からの外国人が長崎を除いて公的に日本への出入国を許されるようになるのは、ペリー来航

(1853年)による日米和親条約(以下、和親条約)の締結(1854年)以降のことである。アメリカ政府は、この条約内容を受けてタウンゼント・ハリスを日本へ派遣し、通商開始つまりわが国の開国に向け正式な手続きを開始する。

延々と続く交渉の末、1858年、日米修好通商条約(以下、通商条約)が結ばれるのをきっかけに、次々に欧米諸国との間に同様の条約が結ばれて日本はまがりなりにも近代的通商国家として世界の仲間入りをする。

通商条約の交渉にあたって日本側が言を左右に交渉に時間をかけた様子は、日本および欧米両側の書物⁵⁾からも伺い知ることができるが、これは、背景になった欧米諸国によるアジア戦略の強化といった国際的政治環境ばかりではなく、ましてや担当官僚の能力問題なのではなかった。むしろ日本がそれまでとってきた幕藩体制下の鎖国政策という特殊な枠組みの結果と見るのが妥当であろう。この幕藩体制による政治決定メカニズムと一方的な鎖国政策の結果、国家的な自衛力の拡充と外交交渉力を磨く機会のなかった我が国にとって、この通商条約は、当時の圧倒的な欧米の圧力を背景としたアジアにおける国際政治状況の中で、しぶしぶ結ばれるべきものであった。その結果、国家経済の死活問題にもなりえる関税問題や独立国としてのメルクマールとなる居留外国人の行動に対する国内法適用問題つまり治外法権問題について、いわば国家の基本的権利を放棄⁶⁾したいわゆる不平等条約と呼ばれるものとなった。

とりわけ治外法権問題に関しては、国内産業を守ることに当時の攘夷的な思想と政治状況から、どうしても外国人の内地上陸を認めなかったことに深く関係している。その結果、通商条約第七条⁷⁾で示されたように、外国人の行動を一定の範囲内(居留地から十里が基準で、これは当時の一般の人の一日の歩行距離に相当する)に制限するという条件を主張せざるを得なくなり、日本の法治性に強い疑問をもっていた欧米諸国の要求によって外国人の治外法権を無条件で受け入れることになった。しかしながらこの一条が、貿易(関税自主権)問題⁸⁾と並んでその後の日本の進路に大きな影響を及ぼしていくことになるのである。

4. 明治維新と外国人旅行者

明治新政府は、幕府側の一方的な大政奉還にもかかわらず、条約締結諸国との力関係を反映して、江戸幕府が幕末の混乱期に諸外国ととり交わしたこれらの条約を無条件で引き継ぐこととなった⁹⁾。この結果、維新後の新政府側は、幕府の締結した条約を破棄して新たな条約を結ぶことではなく、条約改正を要求していくことを余儀なくされた。

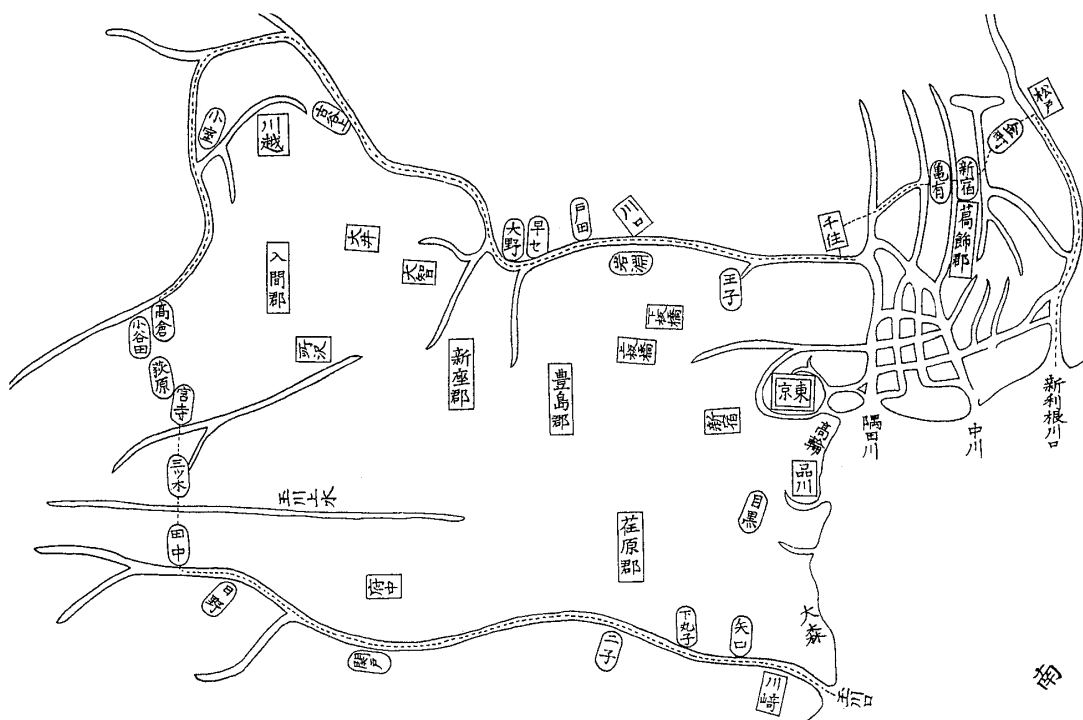
このため、まず欧米並みの軍事力や経済力の拡充、法治国家としての国のかたちづくり、そして日本という国の平和主義的文明を海外に知らせるということに急がざるを得なかった。これによって、条約改正交渉に向けて、官民による西欧化合唱の下に極端かつしばしば奇妙な西欧化が新政府により取り組まれていったことは例を挙げるまでもない。さらに、このような動きがその後の日本社会の構造や生活文化に大きな影響を与え今日にいたっていることはここであえて指摘するまでもないだろう。

こうした努力にもかかわらず、幕末から明治維新にかけての攘夷運動による数々の外国

人に対するテロ活動は¹⁰⁾、帯刀した日本人、つまりかつての日本の支配層（官僚となったかつての武士階級を含む）が野蛮かつ危険な存在であるという対外的イメージは依然として消えることはなかった¹¹⁾。また、モラルの面では、貧しいながらも清潔な庶民の生活ぶりや武士などの禁欲生活などが高く評価される¹²⁾一方、庶民の入浴時に見られた裸体に対する羞恥心のなさや郭など当時の日本人の生活の中にある種の後発国特有のアンチ・モラル的として見られることは維新後も変わらなかったようだ¹³⁾。

このような状況下で、外国人による実質的な日本国内旅行（当時は「遊歩」とよばれた）については、明治維新前の和親条約以降すでに一部の国内在留外国人（居留外国人）が物見遊山的¹⁴⁾な旅行を厳しい制限と攘夷行動などの危険な環境の下で実行されている¹⁵⁾。

東京居留外国人遊歩ノ期程図
（点線で囲まれた範囲内）



日本におけるこれら居留外国人の行動については、明治維新の後も、欧米の強い国内開放要求にもかかわらず、すでに触れた国内の攘夷的雰囲気や日米友好修好通商条約に基づき相変わらず開港された港¹⁶⁾の周辺のみ限定された¹⁷⁾。その一方で、条約改正に向けた対外的イメージの改善策の一環として、築地外人居留区の設定、さらには明治3年（1870年）10月には東京の治安の確保が進んだことによって外交官や商人を中心とする外国人に対して東京府内の一定地域が旅行解禁になる。

明治3年の太政官令¹⁸⁾は、当時の日本のおかれた状況を良く反映しているとともに、外国人に対して依然として敵愾心を持つ者たちから外国人を如何に守るか¹⁹⁾ということに配慮しつつ、対外的イメージの改善のため自由行動（遊歩）範囲を少しずつ拡大させていく様子を伝えている。

こうして日本国内における移動の自由を享受することになった外国人は、おもに政府のお雇い外国人や外交官であったが、彼らはこの遊歩規程により許された行動範囲内²⁰⁾で各地に物見遊山に出かけていった²¹⁾。

また同時に、遊歩規程外への外国人による国内旅行については、全国向けにその通行に関する太政官令²²⁾が發布されているが、この時点で国内旅行を許された外国人による域外（つまり地方）への自由遊歩に対しては特別の免許状²³⁾の携行が要求された²⁴⁾。

外国人旅行者に携行が要求されたこの内国旅行免許状は、様式や文面は異なるものの、維新以前、農民や庶民、商人たちの移動を徹底的に管理するために使われていた通行手形の延長ともいえるものである。

ちなみにこの内国旅行免許申請手続きは、身元保証人となる所属国の総領事などが外務卿²⁵⁾に対して行ったが、旅行者の身分や旅行目的²⁶⁾、日程などの記載が要求された。外国人向けのこの免許状特有のものとして、その裏面に数々のべからず条項²⁷⁾が記載されていることである。これは当時の日本人海外旅行者向けに発行されていた旅券に書かれた行動規範文²⁸⁾と好対照を成し大変興味深い。

この免許状記載内容に違反した場合²⁹⁾には、条約締結国籍人であれば、他の犯罪を犯したものと同等に、条約で定める外国居留人に与えられた治外法権によって、当該領事館への引渡しとなった。日本側では総領事に当該者の国払いが要求できるのみで、その者の処罰には一切関与できなかった³⁰⁾。ただし、非条約国（清国など）の国々は日本政府による処罰の対象となった³¹⁾。

一方、日本側としては、違式註違条例³²⁾の中で、外国人を止宿（宿泊の意味）させてはならない旨の条項などを設け、国民側への趣旨徹底と教育を行っている。また、庶民の裸体モラルに関する無関心さについては、欧米の眼を意識して、これを文明に反する行為であるとの政令が公布され、これに伴い東京府達³³⁾及び違式註違条例³⁴⁾でこれが禁じられることとなった。

これら一連の施策の中に、条約改正に向けての心理的なモーメントとして、日本の文化が欧米文明に較べて劣るのではないか、あるいは奇異に見られているのではないか、また日本が正しく理解されていないために欧米から対等に見られていないのではないか、といったある種のコンプレックスが強く読み取れるのである³⁵⁾。

ところが庶民のほうはどうだったかといえば、全くこの西欧的モラル観に動じなかった様子がイサベラ・バードなどをはじめウェストンなど多くの外国人旅行者が残した旅行記録の中に記載されているとおりであるが、この国家的なコンプレックスに関しては、海外における報道やピエール・ロティなどの著作³⁶⁾などを通して明治政府がこの印象を深めていったことは想像に難くない³⁷⁾。

5. 外国人による国内旅行の自由化と訪日外客誘致事業の開始

一般の外国人が内国旅行免許状の携行なしに国内旅行が解禁になるまでには、長い年月を要した。この解禁は、明治32年（1899年）7月に発効となった欧米各国との改定通商航海条約³⁸⁾の締結を待たなければならなかった。

この時の条約改正では、自主的関税権の確保には失敗するものの、それまで明治政府の課題となっていた諸条約国のいわゆる治外法権を消滅させることに成功する。同時に、一般の訪日外国人による国内旅行の自由化についても決着をみることになる。特に、それまで国内で自由に商取引を行える条件を要求してきた欧米側ではこの結果生糸の買い付けなど国内での商業活動を開始できることになった。

この外国人による国内旅行の自由化は、「旅行」の新たな効果をもたらすことになる。つまり、彼ら外国人旅行者を受け入れた人々（人力車やガイド、宿屋、みやげ物屋など）によって、外国人旅行者を扱うことが、実は外貨獲得のための収益事業として成り立つということが認知されることになったのである。これが訪日外国人観光がもたらす経済的効果に対する認識の最初の芽生えである。さらに、外国人の行動範囲の広がりとともに、わが国に関する多くの情報が海外に伝わり、その結果日本が観光の目的地として欧米に知られるチャンスとなった。こうして、当時ヨーロッパで発生していた大衆観光行動による雑踏から逃れたがっていた欧米の旅行者に対して、新たな可能性を提供することになっていくのである。

一方、不平等条約のうち残されていた関税自主権問題に関する条約改正に関しては、その後も交渉が引き継がれることになるが、これに対して明治政府がとった政策は、ひとつにはさらなる国力増強及び対外的な国威高揚であり、いまひとつの政策は、我が国が世界における未開国なのではなく、文化が発達した理性的で信頼できる国であることを海外の人々に知らせること、つまり広報戦略だった³⁹⁾。

その手段として利用されたのが、日本のいわゆる貴族階級と在留外国人との交流促進と、すでに自由に旅行を許されるようになった外国人旅行者の接遇である。当時この外客勧誘事業を進めるに当たって使われたスローガンは、このことをよく示している。ここにいたって、訪日観光による対日理解の促進というもうひとつのスキームが誕生するのである。

外国人旅行者誘致活動における両義性、つまり外国人による日本国内旅行が、自由化された外国人旅行行動から派生する経済効果と、その一方での『日本理解』PRとしての効果とがこうして強く意識されるようになっていくのであるが、日露戦争の頃（1904 - 05）までは、国家的見地から考えて明らかに後者の効用のほうが強く期待されるようになっていったことはいうまでもない。

つまり、我が国の場合、富国強兵・産業振興と訪日旅行推進事業とはいわばバランスの取れた国家戦略の両輪であったと言ってよいのではないか。一方に実体的な国力増強があり、その一方にこれを支えるフィロソフィーとして国威高揚の精神的基盤となるアイデンティティー確立があって、観光振興を通じた対外的主張がその中心を成したということができるのである。

6. 外客受入効果の認識と戦争

やがて国家にとって外国人旅行者のもたらす経済的効果の重要性が国家にとって具体的に認識され表面化するようになるのは、とりわけ明治36年（1904年）から明治37年（1905

年)にかけてのいわゆる日露戦争の時期であった。

日露戦争は、日本国内に戦後処理問題をめぐる反欧米的なムードを生じ、欧米諸国の旅行者には新興国日本に対する畏敬と同時にある種の危険性を感じさせた。また、欧米においては、当時ふつふつと表面化しつつあったいわゆる「黄禍論」⁴⁰⁾の影響が出て、その結果日本に不安感を抱いた欧米からの旅行者の数がほとんど皆無になる。そこで、政府自らがすすんで外客誘致活動に乗り出すのである⁴¹⁾。

(1) 国家的外客数増加戦略

ところで明治維新の後、第二次世界大戦までの間に我が国が国を挙げて積極的に外客誘致活動に乗り出す時期を大きく3に区切ることができる。最初は日露戦争直後であり、2回目は関東大震災後、そして第一次世界大戦期から日本が大陸に侵略を開始する時期である。その際に誘致活動の対象となったのはいずれも当時経済的に最も豊かでありかつ海外旅行者を多く送り出していたアメリカであった。

また、これらの時期の間であっても、大正13年(1924年)のアメリカにおいて、いわゆる排日移民法が成立した際には、日本国内の反米感情を意識してアメリカ人による訪日旅行が減少し、この時にも、アメリカ人旅行者誘致に向けての動きが現れている。

こうした誘致活動の発端となるいわゆる建議は、いずれも国内の関係団体からではなく、当時の海外在留の邦人からのメッセージであったところが面白い。内容は、諸外国の事例を引き合いに出しながら日本のとるべき方向を提言するというもので、当時の海外駐在日本人が、いかに国を背負った意識で働いていたかという気概をも同時に感じさせてくれる。また、すでに観光事業が、多国間の競争関係を抜きに語れないといった国際的な視点を必要としていたことも示している。さらに、海外における日本のプレゼンス強化にとって、平和的な観光手法が国際的理解を獲得するうえで効果的だという認識があったことも影響したのではなかろうか。

この流れの中から次第に、日本が欧米から理解されていないから、あるいは理解されたいからという受身の広報戦略から、観光魅力の有無はどうあれまず日本に来てもらおうという現代から見れば誠に未成熟ではあるものの国家的自信にも支えられた誘致戦略に次第に転換されていく様子が、その躍動感あふれるエネルギーと共に感じ取ることができる。以下にしばらくその経緯を眺めてみたい。

(2) 外人旅行者接遇のための組織作り及び国内受入体制整備の経緯

日本を訪れる外国人がいわゆる物見遊山でやってくるようになる以前は、遊歩を許された居留外人がその許容域内で行動していたことは既に述べた。さらに、ビジネスを目的としてやってくる外人には陳腐ながらも西洋式の宿舍やレストランなどが建設され、そのサービスに供せられた⁴²⁾。

一方、明治政府は、いわゆる不平等条約改正に向けて、欧米との文化的対等性を確保する目的で文明開化路線を展開し、あらゆる分野において似て非なる西欧化にまい進したこともすでに触れたとおりである⁴³⁾。その結実のひとつが、明治26年(1893年)に渋沢栄一の提唱で設置された喜賓会(ウェルカム・ソサイエティー)⁴⁴⁾である。来賓つまり日本に住んでいる、あるいは、すでにやって来ている外国人を喜ばせるという名称からもその趣

旨が理解できる。その後しばらくこの体制が続き、明治45年(1912年)2月には民間のジャパン・ツーリスト・ビューロー(日本旅行協会、現在の財団法人日本交通公社及びジェー・ティー・ビーの基礎)が設立され、喜賓会の活動は大正3年(1914年)3月にこのビューローに吸収されて終了するまで継続した。

(3) 歓迎ムードの整備から誘致活動への転換

当初の外客歓迎組織は、いうまでもなく、原則的に来訪している外人旅行者を対象とした。つまり、訪日した者に対するサービスの提供であって、こちらから呼びかけて来てもらうというものではなかった。まず来る人に日本を知ってもらう、そしてその印象を本国に伝えてもらうという意図である。海外で報じられ紹介された数々の実例から判断すればこの結果はどうあれ、少なくとも、日本に対する理解は良かれ悪しかれ画期的に進展したといえるだろう。このことが来訪外客低迷の日露戦争時以降単なる歓迎という意思表示から、より積極的に、来てもらうための誘致という視点への観光政策転換を後押しする。これには国家としての自信が持てるようになったことも反映しているのであろうが、むしろこの戦争の及ぼした影響があまりにも大きかったことが原因である。旅行者の来訪が途絶えた明治37年(1904年)4月、その経済的な打撃の大きさが認識され我が国初の外国人旅行者誘致活動に関して、当時の外務大臣小村寿太郎から在外公館に向けてさきの指令書が出されている⁴⁵⁾ことからこれを裏付けることができよう。

この指示によって、各国でプレスリリースが各地の新聞に流されて多くの新聞に掲載されたという記録が外務省外交資料館所蔵の外交資料の中にも残されている。

我が国のこの動きを受けて、ニューヨークの広告代理店だったCollinArmstrong 広告社が広報用のプロポーザルを作成し、ニューヨーク総領事経由で外務大臣に提出している。その提案内容は、観光の経済効果を基盤にして、全米の新聞、雑誌、ラジオの内、著名かつ有力なマスメディアを通じて一般的な日本PRを行うというもので、現在各国政府観光局が行っている広報活動と酷似した内容となっている。

また、大正15年8月、ニューヨークの総領事斎藤博は、外務大臣幣原喜重郎に次のような電文を送る。ちょっと長いですが、全文を紹介しておきたい。内容は、アメリカにおける外客誘致活動の開始を訴えるもので、その内容は、予算案についてはその莫大な額⁴⁶⁾はさておき、使用目的などは現在でも通用する。またこの電文には在ニューヨークの日本商社や船会社の支店長の趣意書が添付されていた。

・大正十五年八月十九日

在紐育総領事 斎藤 博

外務大臣 男爵幣原喜重郎 殿

「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」支部設置ニ関スル件

当地日本郵船船会社支店、大阪商船会社出張所、鉄道省事務所及満鉄事務所ニテハ曩ニ米國ノ遊覽者ヲ本邦ニ誘致スル必要ヲ認メ其実行計画ニ関スル考究ヲ為スコト相成リ之ニ対スル本官ノ意見ヲモ求メ来レルニ付其主旨ヲ賛成シ姉齒領事ヲ右協議会ニ出席セシメ居タル処氏程之カ研究ヲ了シタル趣ヲ以テ趣意書(甲号)及ビ「ビューロー」支部設置ノ場合ノ経費見積書(乙号)別紙写ノ通り提出シ之ヲ貴大臣ニ進達方前顯主催者側ヨリ申出アリ就テハ右御聞悉ノ上之ヲシテ実現セシムル様可然御取計相成度此段稟申ス

紐育市ニ「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」宣伝部ヲ設置シ、弘ク日本及東洋方面ノ紹介宣伝、米人誘致ノ事業ニ当ラシムルニ要スル経費年額約弗七万要ス。内事業ニ要スル額四万三千八百弗經常費トシテ要スル額二万六千二百弗トス(内容詳細別表参照)今経費ノ重ナルモノニ付説明スレバ左ノ如シ

一 宣伝事業費

「ビューロー」宣伝部ノ事業ハ各国ノ例ニ倣ヒ広告其他アラユル方法ヲ探ルモノナルカ宣伝事業中最モ重要ニシテ比較的多額ノ費用ヲ要スルモノハ広告宣伝費トス。米國ハ宣傳第一ノ國ニシテ廣告ニ依リ隆運ヲ開拓シタル実例乏シカラズ。彼ノ加州ニ毎年百万人ノ觀光客來ルノ盛況ヲ呈セルハ加州カー団トナリテ宣傳セルニ依リ又彼ノ「バラムダ (バミューダ)」及「マヤミ (マイアミ)」ガ冬季ノミナラズ其他ノ季節ニ於イテモ來遊客ヲ以テ賑ヒ今日ノ殷盛ヲ來セル所以モ亦商工会議所、銀行、ホテル等協力宣傳シタル結果ニ依リ、其他大小ノ実例・・・而テ各都市ニ於ケル主ナル新聞及高級雜誌ヲ撰ンデ日本ヲ廣告スルニ八年額約三万七千弗ヲ要ス

二 特種事業費

前記宣伝以外各種ノ臨機可方法ヲモツテ宣伝シタル事業ニ充ツルモノニシテ年額六千八百弗ヲ要ス。尤モ斯ノ金額中ニ郵便其他ノ通信費約式千弗ヲ算入シ居シク

三 事務所借賃

事務所ノ位置如何ハ直本事業目的達成ノ上影響スル事大ナリ且ツ事務所自体カ廣告ノ効果ヲ果スモノナル故列國案内所ノ多クハ最モ繁華目抜キフ場所タル当市第五番街通りニ位ス。

依テ之等ノ事情ヲ參酌シ第五街四丁目ヨリ五丁目附近ニ於ケル二階事務室 (横二五尺、奥行五十尺前後) ノ最近借賃相場ヲ標準トシ年額借賃九千弗ヲ計上ス

四 事務所維持費ハ何レモ執務上必要ト認ムルモノナリ

五 人件費

当分総員五名 (所長壹名 (邦人)、邦人壹名、外人參名一電話交換手ヲ含ム) ヲ以テ当ル事トシ給料額ハ他ノ協会ヲ考慮シ精々内輪見積レリ

I. Industrial Expenditure

a. Advertising Campaign	37,000ドル
Newspapers	20,000
Magazines	17,000
b. Supplementary Campaign	4,700
c. Stamps	1,200
d. Telegraph & Cable	600
e. Telephone	300
	43,800ドル

II. Current Expenditure

f. Office Rent	
Areas of 25' x 50' on 1 st floor, fifth avenue	9,000ドル
g. Office Maintenance	2,200
Japanese American Cable.	600
Subscription	895
Lighting	120
Drinking Water	160
Insurance	50
Towel Supply	40
Petty Cash	335
	15,000
h. Salaries	26,200
Grand Total	70,000ドル

III. Fixture of Establishment the Office

3,000ドル

・趣意書 (下線は筆者)

日本郵船支店長	坂本 宗藏
大阪商船出張所長	内田 茂
南滿州鉄道事務所長	郷 敏
鉄道省事務所	猪俣 昌藏

大正十五年八月十日付

欧州大戰終息シテ茲ニ拾年列國ハ苦心戰後ノ經營ニ努メ國ヲ拳ケテ漸ク酣ナラントスル國際經濟戰ニ備エツツアリ。然ルニ吾國ノ現状ヲ顧ルニ外國貿易ハ逐年入超ヲ続ケ國際貸借ハ常ニ吾國ニ不利ナルノミナラズ彼ノ大震災ノ創痕ハ深刻ニシテ尚未タ癒エズ。國富増進ノ国力ノ發展甚タ遅々タリ。吾等國外ニアリテ母國ノ富強ヲ希フヤ切、殊ニ赫々タル合衆國ノ隆運ヲ目撃シテ此感特ニ深シ矣。

吾國國富ノ増強ヲ図ルノ途タル蓋シ一二ニ止マラスト雖モ要ハ商工立國ノ策ヲ樹テ内々於テハ健全ナル産業ヲ確立シ、外ニ向テハ外國貿易ノ増進ト海運業ノ發展トヲ企圖スルノ外ナシ。然レトモ吾國現下ノ情勢ハ容易ニ外國貿易ヲ順調ナラシメ國際貸借ヲシテ有利ナラシムル事能ハサルモノアリ。茲ニ於テカ貿易外収入ノ途ヲ講

スル必要起コル。吾人ノ茲ニ説カントスル処ノモノハ即チ是レニシテ国富無限ノ米國ヨリ其旅客ヲ日本内地ニ誘致シ日米親善ノ實ヲ擧グルト共ニ所謂「インビジブル・トレード」ノ利ヲ獲得シ以テ大ニ國際貸借決済ニ裨益スル処アラントスルモノナリ蓋シ忽緒ニ附スヘカラサルモノタルヲ信ズ。

戦後ノ列強ハ疲弊未ダ癒エズ政情常ニ不安ニシテ国力萎靡不振ナル間ニ介在シ独リ能ク榮華ヲ誇ルモノヲ米國トス。其國富四千億弗、銀行預金總額約貳百億弗、個人所得納付總額又八億四千五百万弗ニ達ス。而テ斯ノ如キ富ヲ有スル米國人ハ極メテ旅行ヲミ、商用ニ觀光ニ各季節ヲ通ジテ内外各地ヲ旅行スル者一カ年約千六百万人ニ及ビ此等旅客ノ費額ハ約貳十億弗也ト稱セラル。右ノ内約參拾五万人ハ歐洲ニ向ウ者ニシテ内貳拾万人ハ主トシテ佛、英方面ニ遊ビ拾五万人ハ主トシテ伊太利南歐地方ニ遊ブモノナリト謂フ。今、合衆國商務省統計ニ依レハ今年夏季ニ於ケル渡歐旅客數、約參拾萬人ニシテ、歐洲ニ於テ消費スル額一人平均壹千貳百弗、合計參億六千萬弗ニ達スベシト謂フ。果テ然ラバ涸渇セル歐洲ノ財源ヲ潤ス者ハ米人ナリト云フモ過言ニアラサルヘク各々米人旅客ヲ誘引スルハ一國ノ無形貿易ヲ増進シ国内各方面ノ金融ヲ潤沢ナラシムル所以ニシテ特ニ吾國家産業政策ノ一ニ値スルヤ明ラカナリ去レハ歐洲列國ハ競ッテ米人旅行客誘致ニ力ヲ注グナリ。何レモ紐育市ニ宣伝部ヲ設ケ弘ク全米ニ互リテ自國紹介ニ努メ其活躍真ニ目醒シキモノアリ。而テ是等各國ガ設主セル宣伝部ハ或ハ鉄道、或ハ私經濟組織ノ名義ヲ以テスルモノ多シト雖モ實際ハ何レモ皆各政府ノ補助後援ヲ享ケ居タルモノノ如ク吾人ノ知ル処ニ誤リナシトスレバ此等ハ何レモ一カ年少ナクトモ拾五万弗ノ補助ヲ受ケ居ルモノノ如シ就中獨逸鐵道案内所如キハ年々參拾萬弗ノ補助ヲ受ケ居ル由、全案内所ノ場所ト云ヒ活動振リト云ヒ實ニ顯著ナルモノアリ。去レハ今年米人ノ獨逸ニ遊歴スル者前年ニ比ベ約五割ヲ割シ、恐ラク壹拾五萬人ヲ下ラサルヘシト云ウ。然ラハ獨逸国内ニ散布サル金額壹億貳千萬弗ニ上ルト見積リ得ヘシ廣告宣伝ノ偉力、案内所設置ノ効果等ハ驚クヘキモノアリト云ウベシ。

従来米國人ニシテ吾國其他東洋方面ヲ旅行スル者未ダ甚タ多カラス其數ハ米國人外國旅行者總數ノ九牛ノ一モニダモ當ラサルヘシ之レカ原因多々アルヘシト雖モ要ハ米國人ノ東洋方面ニ関スル知識ノ缺如シ居ル事ニ依ルモノナリ。故ニ此際吾國モ旅客吸引ノ手段トシテ前述セル歐洲列國ト同様ノ方策ヲ探ルコト急務ナルヘシ。然ルニ元來外國旅客ヨリ利益ヲ得ルモノハ獨リ鉄道、汽船又ハホテル業者ニ止マラズ一般内地ノ各種商社、銀行等モ亦直接、間接其利益ヲ蒙ルモノタルガ故、莫々此ノ種事業ハ國家的經營ニ依ル性質ノモノナルヘシト雖モ之ヲ政府事業トセハ徒ニ世間ノ誤解ヲ招ク懼レアルヲ以テ飽マテ私的組織ノモノトシテ遂行セサルヘカラス而シテ本事業ノ一部ハ既ニ「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」ニ於テ実行スヘキ筈ノ如ク承知シ居ルモ經費不足等遺憾ノ点アリテ米國ニ於テハ何等ノ活動ヲ為シ居ラサルナリ。然シ此ノ如キ既設機關ノ存在スルコトハ本計画ノ実行上便益アルヲ以テ、差〇ク之ヲ利用スルコト換言スレハ各國ノ例ニ倣ヒ「ビューロー」ノ組織ト事業ノ範圍ヲ擴張シ以テ、宣伝広告上最モ便益多キ紐育ニ其宣伝業務ヲ取扱フヘシ一事務所ヲ設置セシムルコト最モ機宜ニ適シタルモノナルコトヲ確信ス。

人或ハ言ハシスノ如キ方法ヲ以テ米人ヲ吾國ニ誘致スルモ適當ナル「ホテル」ニ乏シク又何等外人ヲ樂シマシムルニ足ル設備ナキヤ奈何セント成ニ然リト雖モ是等ノ設備ハ來遊客無クシテ望ムヘカラス外人ノ來遊滋キニ至ラスハ漸時其陣容ヲ備ヘ來ルヘキヤ何等疑ヲ客シサル処ナリ。

要之米人ヲ吾國ニ誘致シ以テ貿易外ノ利益ヲ獲得増進トスルハ吾人ノ目的ナリ。而テ此レカ宣伝機關トシテ先ツ紐育市ニ「ジャパン・ツーリスト・ビューロー」ヲシテ宣伝部ヲ設置セシメ、アラユル方策ヲ講セシムル事ハ吾國繁榮上最モ有利ニシテ一日ヲ無ニスヘカラサル緊急問題ナリト確信スルモノナリ（下線筆者）

・大正十五年八月十日
齋藤通商局長から返信
同年十月一日付

・・・有益且緊急ノ事業ナルヤト認メラレルニ付テハ貴方ニ於テモ本件實現方可然御配慮相成様致度此段照會申進ス・・・

この『ビューロー』を設置して米國人旅行者を日本に誘致するという提案は無駄にはならず、昭和に年号が変ってニューヨーク五番街にジャパン・ツーリスト・ビューロー・ニューヨーク支部設置ということで結実する。また、同時に國際觀光事業を對外的な旅行者誘致事業として展開する動きが本格化した。もちろんその背景には日本による大陸侵略行動の正当化とその地位を對外的に示すための情宣活動としての外客誘致活動の意味が込められていたことは否定できないだろう。

（４）觀光宣伝手法とメディア

ニューヨーク宣伝事務所を設置により、戦前の日本のインバウンド振興活動は一大転機を迎える。それまで、ただ来訪する人々に向けて宣伝していただけのいわば受身の事業

が、ここにおいて観光客誘致宣伝と旅行者への動機付けといういわば近代的なマーケティング事業に変身する。特筆すべきは、その根拠として、上記の提案にあるとおり、アメリカにおけるヨーロッパ諸国による観光客誘致事業活動が模範になったこと、そして対象が経済的に最も繁栄していたアメリカ市場であったことであって、本格的な経済効果への着目を開始されたことを意味していた。

つまり、かつて、日本を世界に知らしめ、条約改正を成し遂げるためであった外客接遇政策が、その当初の目的を達成した後、観光の産業としてのメリットつまり旅行者消費とその経済効果を目的としてとらえられていったことを意味する。この方針をバックアップしたのが、横浜や神戸などの幕末に外圧によって開港された大都市の商工会議所や国内で発展を遂げていた鉄道会社であったことは象徴的である。さらに、この分野でも当時の軍事力と同様に、日本をヨーロッパ諸国と同等のレベルで競争させるという意識が強かったことが指摘できる。

(5) 受入体制整備に向けて

明治維新以降に日本で外国人旅行者向け西洋式ホテルが建設されたのは、明治3年(1870年)の築地ホテルが最初といわれている。その後、海外からのビジネスマンを受け入れるため、各地に西洋式ホテルが建設されていく。さらに、居留外国人の旅行受入のためのいわゆるリゾート型西洋式ホテルが日光や軽井沢、九州などに建設されていった。イザベラ・バードが描いた日光金谷ホテルやピエール・ロティの京都旅行に出てくる西洋的な也阿彌ホテル利用の様子などは当時のホテルの姿を良く示している。

第一次の西洋式ホテル建設ブームはこうした外国人旅行者向けリゾート型のホテルで、政府が外客受入の重要性を認識した昭和になってからは、低利の融資を設けて日本各地にホテルの建設が進んでいった。

また、外国人旅行者にとっての問題はやはり言葉の問題であり、旅行案内ガイドの確保の問題であった。外国語(主に英語)を話す者は少なく、また、その質や行動には問題があった⁴⁷⁾。ちなみに明治40年(1907年)7月には案内業者取締規則(内務省令第二十一号)が発令され案内ガイド業の資格制度が誕生している。

以下はこの規則を背景に集計された昭和3年(1928年)、13年(1938年)頃の全国の案内業登録者数である。昭和6年(1931年)には、こうした観光ガイドの質を糺すべく、試験制度の導入の検討が警視庁により開始され現在のガイド試験制度の先鞭をつけた⁴⁸⁾。

案内業者数

昭和3年2月15日現在 合計127名登録

東京都	45	岩手	1	栃木	2	千葉	2
東京府下	47	宮城	1	茨城	1	神奈川	5
新潟	2	愛知	1	静岡	1	和歌山	1
富山	1	大阪	4	兵庫	3	広島	1
福岡	1	大分	1	長崎	2	山口	1

昭和13年 合計199名登録

東京	119	横浜	31	小田原	1	鎌倉	1	市川	1
日光	5	浦和	1	山田	1	蒲郡	1	弘前	1
岐阜	1	京都	11	大阪	6	神戸	11	岡山	1
広島	1	山口	1	福岡	1	長崎	3	鹿児島	1

こうして、我が国に観光通訳案内業制度が実体化するが、これが観光ガイドの健全化を目的とした団体として形成されるのはずっと後の昭和14年（1939）のことである。

一方、外国人旅行者が多く訪れる観光地では、外国語による観光案内書の発行や外国人対応の案内所の建設が進む。また、我が国の公式観光案内書（オフィシャル・ガイド）も大正2年（1914年）に東亜旅行案内として作成されている⁴⁹⁾。また、観光施設の改善がうたわれ、特に観光地でのトイレの整備が問題化して、昭和に入ると関西の寺社仏閣に洋式のトイレの設置が建議され、実行に移された⁵⁰⁾。

（6）その後の対応の変化

昭和に入り、海外での外客誘致活動がようやく軌道に乗ることになるが、これは鉄道省内に国際観光局が設置されてからのことだった。

昭和2年（1927年）当時に始まった金融恐慌において、国際収支改善のための外国人観光客誘致政策の導入決定と、大陸における日本の軍事行動によって世界に暗雲たちこめるなか、外客数は減少を続けるという背景がこれを後押しした。

この結果、政府は、インバウンド観光振興を経済目的ばかりではなく、国威高揚のために利用することを再び開始するのである。

「海外に対し一國文化の全般を紹介し、国情を周知せしむのは直接に外客誘致上多大の効果をもたらす所以にして…」積極的な対外宣伝活動が開始された。対象はもちろん欧米であり、このときも旅行大国アメリカがその中心となった。旅行業者や学生代表、ジャーナリストの招請、シカゴ万博への参加などと同時にホテル建設（上高地帝国ホテルなど）事業などが進められた。昭和4年（1929年）3月第56帝国議会において、下記の「外客誘致ニ関スル建議」が可決され、昭和5年（1930年）4月には国際観光局が設置された。その後、既に触れたように、海外における直接的宣伝活動の重要性が認識され、昭和6年（1931年）の財団法人国際観光協会設立と、ニューヨークを基盤にしたプロモーション活動へとつながっていくのである。

こうした努力のすえに、昭和8年を境に外客数は増加に転じ、観光事業が飛躍的に発展する。川奈ホテルや富士ビューホテルを含む七軒の国際観光客用ホテルが建設されるのもこのころのことである。昭和10年（1935年）に祝われた国際観光協会五周年記念行事では今では考えられないような様々なイベント、セレモニーや出版事業、誘致事業などが取り組まれている⁵¹⁾。また、東京オリンピック誘致が、国威高揚の絶好の機会として利用された。平和のシンボルであるべきはずの観光が、皮肉にも日本の軍事的国家目標に一役買いつつ戦前のピーク期を迎えたといっても過言ではない。またこのこともわが国の外国人旅行者誘致活動の持つ特徴の表れのひとつだった。こうして外客誘致事業が充実する一方、世界の政治の舞台では日本が孤立を深めていったことはあらためて触れる必要もない。やがて太平洋戦争の激化と共に昭和18年11月の日本観光協会の解散によって戦前の外客誘致並びに受入事業は終わりを告げる。

・昭和四年三月二十五日（下線は筆者）
貴族院議長 公爵 徳川家達
内閣総理大臣 田中義一
外人来遊ニ関スル建議

外客来遊ニ関シ適当ノ施設ヲ講スルハ我国ノ事物ヲ広ク海外ニ紹介シ相互ノ諒解親善ニ寄与スル所少ナカラスト信ス依テ政府ハ外人来遊ニ関スル調査及実行ヲ図ルヘキ中心機関ヲ設立シ以テ其ノ目ノ達成ヲ期セラシムルコトヲ望ム

右 建議ス

- ・衆議院での議決（三月二十五日）

議長 川原 茂輔

外客誘致ニ関スル建議

政府部内ニ外客誘致ニ関スル調査並実行ヲ図ルベキ行政上ノ中心機関ヲ設ケ且海外宣伝費トシテ毎年相当額ヲ支出セラレムコトヲ望ム

右 建議ス

- ・昭和四年十二月

日本商工会議所 会頭 藤田 謙一

外客誘致施設ニ関スル建議

我国国際貸借改善上外客誘致施設ノ必要ナルコトハ別添参考資料ニヨリテ見ルモ明白ナリ而シテ外客誘致ノ為メニハ先ヅ其基本国策ヲ樹立スルト共ニ其ノ基本方策ニ基キ各種ノ施設ニ努ムルコトヲ必要トスルヲ以テ政府当局ニ於テハ左記要綱ヲ速カニ実施セラレンコトヲ要望ス

一 観光局ヲ設置シ外客誘致ニ関スル施設ノ統一ト促進トヲ図ルコト

二 観光局ノ施設ヲ適切ナラシメ且実行上ノ連絡ヲ充分ナラシムル為メ中央及地方ニ諮問委員会ヲ附設スルコト

三 海外特ニ米国ニ有力ナル旅行案内及宣伝事務所ヲ設ケ外人観光客ノ誘致ニ関スル宣伝及案内ノ任ニ当ラシムルコト

四 「ホテル」助成制度ヲ設ケ外客誘致ニ必要ナル「ホテル」ノ新設拡張改善及維持ヲ図ルコト（当時はおよそ50%の空室状況だったことが引用されている）

五 国立公園ヲ設置シ外客ノ遊覧ニ便セシムルコト

六 外客誘致ニ関スル国際知識ノ涵養ノ普及ヲ図ルコト

- ・昭和五年八月十四日

国際観光委員会諮問第一号特別委員会委員長 男爵 阪谷 芳郎

国際観光委員会会長 江木 翼殿

答申第一号（5.8.14） 外客誘致ノ宣伝ニ関スル件

対外宣伝ハ外客誘致ノ国策遂行上極メテ緊要ノ事項ニシテ官民協力速ニ之カ統一ノ実行ヲ図ルノ要アリト認ム而シテ其ノ費用ハ一般会計、国有鉄道特別会計、関係地方公共団体及民間関係業者ニ於テ之ヲ負担スルヲ妥当ナリト認ム

外客誘致ニ関シ対外宣伝ノ必要ナルハ言ヲ俟タサル所ニシテ従来国有鉄道ニ在リテハ外客誘致ノ宣伝ニ関スル国策確立ニ至ル迄一時ノ方法トシテ民間関係業者ト共同シ対米共同宣伝に努ムル所アリタリ

然レトモ之ヲ欧州諸国カ実行スル大規模ノ宣伝ニ比較シ且ツハ対外宣伝カ我国策タル外客誘致事業遂行上緊要ノ事項タルニ鑑ミル時ハ之ヲ関係業者個々ノ施設又ハ小規模ナル一時的共同施設ニ委スヘキニ非ス。宜シク官民一致シテ之ニ力ヲ注キ以テ関係者共同宣伝ノ趣旨ヲ継承スルト共ニ更ニ大イニ其ノ機構ヲ改善拡大シテ速ニ之カ統一ノ実行ヲ図ルノ要アリ。従テ其ノ費用ハ之ヲ外客誘致ノ国策遂行上必要ナル経費トシテ一般会計ニ於テ負担スヘキハ勿論外客誘致ニ密接ナル利害関係ヲ有スル国有鉄道、地方公共団体其ノ他民間関係者ニ於テモ亦之ヲ分担スルヲ妥当ナリト認ム。

外客誘致ノ宣伝ニ関シテハ固ヨリ尚審議ヲ要スル事項アルヘキモ政府ノ予算編成期切迫アルヲ以テ急速本答申ヲ決議スル所以ナリ。

- ・以上を受けて昭和五年拾月八日の特別委員会では以下の内容の議決が通過する。

委員長 阪谷 芳郎（その他メンバーには団琢磨、吉田茂、青木周蔵、松岡洋右、兒玉謙次などを含む。）

外客誘致ニ関シ急速実施ニ要スル事項

1. 海外宣伝ノ方策ヲ確立スルコト
2. 旅行斡旋機関を充実改善スルコト
3. ホテルヲ整備改善スルコト
4. 休憩所、洗面所其ノ他之ニ類スル設備ヲ整備改善スルコト
5. 交通機関ヲ整備改善スルコト
6. 観光地及観光経路ヲ選定スルコト
7. 観光地ニ於ケル設備ヲ充実改善スルコト
8. 観光地ニ於ケル風致記念物等ノ保全ヲ図ルコト
9. 案内業者其ノ他直接外客ニ接スル業者ノ指導ヲ図ルコト
10. 観光土産品等ノ改善ヲ図ルコト
11. 税関及警察ニ於ケル取扱ト外客誘致ノ目的トノ一致を図ルコト
12. 外客誘致ノ真意義ノ普及ヲ図ルコト

7. 大正時代から戦前にかけての訪日旅行の実態

ここで、以上のように国を挙げて取り組みを開始したインバウンド観光振興事業の結果を数的に見てみよう。以下は、大正元年から昭和15年（1940年）までの外客数である。明らかにインバウンド事業が推進されるのに伴い来訪者数が増えている。この点だけから考えれば、事業は成功していたということができよう。また、当時からすでに中国（支那）からの来訪者が来訪者全体の中で大きな割合を占めている。

来訪外客者数（大正時代から昭和初期）

国名	大正元	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
英 国	2,411	4,123	2,399	1,977	3,604	3,868	3,693	3,953	4,238
米 国	3,882	5,077	3,756	2,960	4,225	5,196	3,577	5,664	6,821
独 逸	1,087	1,184	805	35	9	—	1	78	234
仏蘭西	375	363	361	168	242	431	665	710	513
露西亜	2,120	2,755	3,075	2,917	4,803	7,780	8,165	4,681	3,830
支 那	5,502	7,786	6,030	5,313	6,266	9,621	11,455	11,393	13,202
其他	587	596	588	476	759	1,526	2,089	2,723	3,267
合 計	16,964	21,886	18,014	14,846	19,908	28,425	29,640	29,202	32,105
国名	10年	11年	12年	13年	14年	昭元年	2年	3年	
英 国	2,857	3,130	2,462	2,962	3,174	3,624	3,800	3,761	
米 国	3,772	4,032	3,538	3,402	4,182	6,704	6,654	7,782	
独 逸	263	287	329	590	507	536	609	742	
仏蘭西	245	301	148	293	254	429	354	555	
露西亜	2,983	2,690	779	2,337	1,102	849	990	1,251	
支 那	13,082	16,517	14,736	15,613	9,486	10,977	12,383	13,889	
其他	1,839	1,638	1,364	1,468	5,034	1,587	1,516	1,820	
合 計	25,051	28,595	23,356	26,665	23,839	24,706	26,386	29,800	

（資料：日本国有鉄道編「鉄道100年史」および外務省外交資料から筆者編集）

以下合計数のみ

昭和4年	34,755	昭和5年	33,572	昭和6年	27,273
昭和7年	20,960	昭和8年	26,460	昭和9年	35,198
昭和10年	42,629	昭和11年	42,568	昭和12年	40,302
昭和13年	28,072	昭和14年	37,244	昭和15年	43,435

（昭和15年10月15日、米国政府、米国人の西半球以外への旅行を禁止。）

(1) 典型的な旅程

当時の訪日旅行は、船と鉄道による旅で、当然ながら日程が長い⁵²⁾。また、海上輸送の便利を利用するため、訪日旅行は大陸と合わせた旅程とならざるを得ない。逆にいえば、船舶の利用環境は、歴史的な経緯や、欧米各国が当時確立した訪日ルートなどの理由か

ら、現在の旅行環境とは全く異なる旅の形や地理関係への見方を可能にし、横浜から関西までの船旅と時間的にもあまり差がないことなどから上海と長崎が同じ国の中での旅行のように旅行者に受け取られていた⁵³⁾。

以下は日本に招いたアメリカの旅行業者団体が行ったいわゆるファミトリップ⁵⁴⁾の日程例である。

昭和4年8月、本邦初のアメリカからの旅行業者によるファミトリップが実施された。

日程は以下の通り。(41泊42日、内20日間は本邦外)

8月31日	横浜港着ホテルニューグランド泊	
9月1日	鎌倉へ	昼食 海浜ホテル
	東京へ	帝国ホテル
9月5日	上野駅発 日光へ	金谷ホテル泊
	東照宮、中禅寺湖など	
	自動車にてドライブ	
9月7日	上野へ帰京	昼食 ステーションホテル
	熱海へ	万平ホテル泊
9月8日	小田原經由宮ノ下	富士屋ホテル泊
9月10日	沼津經由京都へ	京都ホテル泊
9月13日	奈良へ	奈良ホテル泊
9月14日	奈良から大阪經由神戸へ	オリエンタルホテル泊
9月15日	神戸発瀬戸内海観光へ	
9月16日	別府着	亀ノ井ホテル泊
9月17日	別府発門司、下関經由長崎へ(海路夜行)	
9月18日から	長崎經由上海へ	
10月7日まで	海外	
10月8日	下関經由宮島へ	宮島ホテル泊
10月10日	宮島発東京へ	帝国ホテル泊
10月11日	横浜經由浅間丸にて桑港へ	

また、昭和5年には、訪日旅行に招待された旅行団が事後に日本の旅行業者と懇談会を行っている。その際我が国の旅行業界に対して日本旅行の感想と旅程作りへの提案を行っている内容は興味深い。

「日本ノホテルハ1、2ノ例外ヲ除キ一般ニ結構デアル。ソシテ、米国欧州ノホテルト比較シテ遜色ナイ。」食べ物も非常に良かった。ホテルの料金も安い。(以上メーヴォア氏)

失望したところは全くない。推薦箇所は鎌倉、日光、宮ノ下、京都、奈良、六甲山(以上グレーアム氏)

推薦できる旅程として35日間旅行を以下のように提案：

横浜-鎌倉-東京(4日)-日光-伊香保-東京-熱海-伊東-宮ノ下(3日)-沼津-名古屋-山田-鳥羽-京都(5日)-奈良-大阪/神戸-瀬戸内海-別府-宮島-東京

(参加者の内、メーヴォア氏、及びグレーアム氏による感想がジャパン・ツーリスト・ビューローより小冊子で発行されている。その他の人々についても同ビューロー発行の「外人が見た日本の横顔」に一部収録されている。)

(2) 当時の旅費(訪日旅行は高かったか安かったか)

以下は、東京(横浜)を基点にした海外への運賃である。これによれば、現在の航空運賃などから換算して、いかに膨大な旅費がかかっていたかが想像できる。当時アジアへの旅行というのは欧米人にとって見ればある意味で究極の旅行というのが実態だったのであろう。これからすれば、基本的に日本は旅費が高いというイメージはすでに当時からもたれていたものであったことがうかがうことができる。

1936年当時の鉄道・船運賃 1st クラスを基準

東京	伯林	823円
伯林	倫敦	728法 + 270法 (寝台)
(伯林	巴里	578.30円 + 334.90円寝台)
倫敦	紐育	220ドル
紐育	桑港	85ドル
桑港	横浜	315ドル
東京—市俄古	1,352円63銭	(東京—桜木町—横浜港—桑港—市俄古)

ちなみに、明治時代のトマス・クック社による世界一周旅行の旅費は、当時の金額で2,100円である。一方、現在ジェー・ティー・ビーが主催募集している「にっぽん丸」クルーズ102日間世界一周旅行の380万円から1,260万円の価格は、最大約6千倍となり、明治当時の物価水準（米10kg、50銭～55銭）から考えると現在と同じ程度の価格感覚になるというのは興味深い。

8. まとめ

本論では、我が国のインバウンド観光振興のあけぼのが、まず基本的に国威高揚の目的からスタートしたものであったこと、またその対象は欧米社会向けであったこと、とりわけアメリカ人旅行者の誘致に積極的に取り組まれたこと、その後常に外客誘致が対日理解促進という大義名分と経済効果目的との間でその存在意義が振れてきたこと、などを明らかにした。

とりわけ対日理解促進のための外客誘致政策の要因を成したのは、明治維新前後に欧米との間に結ばれたいわゆる不平等条約であり、またその背景を成した我国の政策者たちが抱えた対欧米コンプレックスであったこと。そして、わが国の国際観光政策がこうしたコンプレックスの上に成立し、その影響から未だに抜け切れていないことなどを指摘し、その裏づけとなった資料を示した。

外国人旅行者誘致（インバウンド観光振興）戦略にとって重要なことは、何よりも、誰（どこの国民）に対して、どのような結果を求めて行うのかという目標を明確にすることである。これは限られた予算、人材などを使って分かりやすい結果（経済効果、来訪者数、雇用機会など）を出すためには不可欠のことである。それゆえ、諸外国のインバウンド観光振興事業では外貨獲得に焦点を絞っている。彼等の観光政策には自らのアイデンティティーや存在意義を投影させるような意図はあまり見られない⁵⁵⁾。

我が国の場合、日本が海外、特に欧米から理解されていないのではないかという明治維新以来のいわば常に他人の目を気にする心理と、その裏返しとしての自尊心確保という意味からのイメージ戦略への傾倒は、こうした近代的観光客誘致戦略にすんなりと収まりにくい。現状のインバウンド観光振興戦略を見る限り今後も容易に脱却できないのではなかろうか⁵⁶⁾。このアプローチは、ともすればインバウンド観光振興事業に参画する人々の関与や事業の評価をあいまいにする危険性があることをまず指摘しておかなければならない。一方、経済効果重視型の欧米型インバウンド観光振興策をとろうとする場合には、我が国が抱えているある種の宿命である、欧米に対する開国コンプレックスとその背景、そ

してそこから生まれている様々な効果などをあらかじめ理解しておくことが必要となる。今、アジアとの関係においてインバウンド事業を捉える傾向が強くなってきているが、これはあくまでも数と経済性の論理であって、すでに触れてきたように、異文化としての対欧米と隣人同士である対アジアそれぞれに向けたインバウンド事業には本質的に違いがあることをここに併せて指摘しておかなければならないだろう。

こうしてわが国が辿ったインバウンド観の歴史は、現在発展途上にある国々において、国際観光を国家建設のために利用しようとする際のひとつの事例として考えられないこともない、つまり、観光という平和的な手段を使った国づくりは現在の世界で今一度見直されてもよいのではないか。

このような意味で、今わが国の大いなる試みである「観光立国」を実現するために、関連業界や受け入れ各地で我が国のインバウンド観光振興事業の近代化が急がれているところであるが、そのためには今後歴史的な背景からの脱却に向けた理論構築と意識の覚醒そしてモデル作りが必要になってくるものと思われる。

注)

- 1) Visit Japan あるいは Yokoso Japan キャンペーン
- 2) 江戸時代初期の鎖国令の前後から始まって明治初期にかけて我が国を訪れた外国人来訪者や旅行者の目から見た我が国の姿や人々の生活については、拙著「歴史に見る外国人の日本旅行」静岡精華短期大学紀要第7号を参照。
- 3) 海外旅行者2000万人計画と銘打って国が先頭に立って海外旅行を推進させた時期があったが、これも外貨減らしが大きな理由であった。
- 4) フランスでは政府の国策として観光事業を取り上げるようになった直接の動機は戦後（第一次世界大戦）の経済危機の打開のためであり、1919年に観光事業に関する基本法が制定されている。また、イギリスは、観光客の受け入れについては後発国であったが、観光宣伝を商工業（産業）の国外宣伝と結び付けてとらえた。一方、第二次世界大戦前のドイツやイタリアでは国際観光宣伝がナチズム、ファシズムの政策上国威高揚の目的に利用されていた時期がある。「観光事業の促進は単に経済目的のみを遂ふものではない。それは寧ろ愛国心と郷土愛の自然の発露であり、国民力を強化するものであり、国家の対外的体面を高めるものである。（ドイツ）国民社会主義政府はこれらの点を正当に認識して観光事業に積極的援助を与えることになった。（カッコ内筆者）」（田誠著「国際観光事業論」1940年、286頁）
- 5) 福地源一郎著「幕末衰亡論」平凡社、オールコック「大君の都」岩波文庫、ミットフォード「英国外交官の見た幕末維新」（講談社学術文庫）、ハリス「Complete Journal」（Japan Society of NY）等の著作。
- 6) 放棄というよりは、厄介払いという観点からあまり当時はその結果については問題視しなかったといったほうが適切であろう。
- 7) 日米友好修好通商条約議定書（正式名称：日本國米利堅合衆國修好通商條約）より
第七条 日本開港ノ場所ニ於テ、亞墨利加人遊歩の規程、左ノ如シ。
神奈川（六郷川筋ヲ限りトシ、其他ハ、各方ハ凡十里）。
箱館（各方ハ凡十里）。
兵庫（京都ヲ距ル事十里ノ地ヘハ、亞墨利加人立入ラサル筈ニ付、其方角ヲ除キ、各方ハ十里、且兵庫ニ來ル船々ノ乗組人ハ、猪名川ヨリ海湾マテノ川筋ヲ越ユヘカラス）。
都テ里数ハ、各港ノ奉行所又ハ御用所ヨリ、陸路ノ程度也。（一里ハ、亞墨利加ノ四千二百七十五ヤード、日本の凡三十三町四十八間一尺二寸五分ニ当ル）。
長崎（其周囲ニアル御料所ヲ限トス）。新潟ハ、治定ノ上、境界ヲ定ヘシ。
亞墨利加人重立タル悪事アリテ、裁斷ヲ受ケ、又ハ不身持ニテ、再ヒ裁許ニ処セラレシ者ハ、居留ノ場所ヨリ一里外ニ出ルヘカラス。其者等ハ、日本奉行所ヨリ、國地退去ノ儀ヲ、其地在留ノ亞墨利加コンシユルニ達スヘシ。
其者トモ諸引合等、奉行所並ニコンシユル糺濟ノ上、退去ノ期限猶予ノ儀ハ、コンシユルヨリ申立ニ依テ相叶フヘシ。尤其期限ハ、決シテ一カ年ヲ越ユルヘカラス。
- 8) 条約内容が不平等だということが明らかになるのは、開国後多くの外国人が日本を訪れて滞在するようになった結果、犯罪やトラブルが多発し、これを日本の裁判権で処理できないということが明白になっ

たことによる。このため、日本の上層部がこの条約下の日本を恥と感ずるようになった。ただし、当初はわが国には刑事事件を人権に配慮して判断できるような法体系ができあがっていなかったため、欧米の国々が日本の刑事事件処理に不信感を抱いていたのは無理もないところである。

- 9) 当然ながら、一部は朝廷の承認を与えたものではあるが、明治新政府になって改めて幕府が結んだ条約をすべて受け継ぐ旨を宣言したことによる。(「外国交際の事、宇内の公法を按じて施行する旨の令を発令」1868年3月) また、これらの条約は、形式上は勅許という手続きを経ていたこともその背景になっている。つまり、天皇親政の新政府の信頼性を損なうような行為は出来なかった。
- 10) 幕末から明治初頭における英国人やフランス人に対する襲撃行動は数多く起こっている。このため、文久元年から明治5年8月14日までの間、外国人には警護のため「別手組」という護衛を配していた。
- 11) このイメージは、当時駐日していた各国外交官が持っていたイメージで、彼らの著した著作に数多く見られるものである。岩倉使節団がアメリカにおいて条約改正交渉を行った際に、米国政府から、日本は無宗教かつキリスト教を信じない国は治外法権なしに付き合うことは危険である旨伝えられたという木戸のコメントがある。
- 12) 拙著「歴史に見る外国人の訪日旅行」静岡精華短期大学紀要第7号参照。
- 13) これには、日本がキリスト教を受け入れない野蛮国という見方が欧米サイドに強く持たれており、これが条約改正問題をこじらせたという記録が残されている。
Treat, Diplomatic Relations Between The United States and Japan II, Stanford University Press 参照。
- 14) 当時日本ではこうした旅行者に対して観光という言葉が使われておらず、遊歩という言葉が使われていた。1861年当時の外国人旅行者を描いた浮世絵があるがアメリカでは彼らをすでに Tourist と呼んでいたようである (Smithsonian Magazine 1994年7月号「日本の開国」特集より)。
- 15) しかし、一般の外国人が観光目的として開国日本を視野に入れるようになるのは、イギリスとアメリカにおける海外旅行の大衆化に支えられてトマス・クックが世界一周旅行を企画した時 (1872年) からのことである。
- 16) 長崎、函館、新潟、横浜 (神奈川)、東京 (江戸)、神戸
- 17) この内地旅行制限に関して、明六雑誌 (23号、24号、26号) および民間雑誌 (第6編、第8編) 上で、西周や福澤諭吉、津田直道、小幡篤二郎などの論客の間で賛否両論の論争が起きていたことは記憶しておいてよいだろう。とりわけ福澤が貿易問題を盾に反対論に回っていたことは興味深い。
- 18) 明治三年巳十月十二日

東京在留外国人遊歩期程図 (29頁の図参照) 之通ニ候条、此旨相達候事。

東京居留外国人遊歩ノ期程、別紙図面之通、新利根川 (又江戸川トモ云) 口ヨリ北ノ方金町迄、夫ヨリ西ノ方水戸街道千住大橋迄、夫ヨリ隅田川ヲ登リ、古谷上郷迄夫ヨリ小室村、高倉村、小矢田村、荻原村、宮寺村、三木村、田中村諸村ヨリ、朱引ノ通日野ノ渡場迄、夫ヨリ玉川口迄ヲ以テ限リトシ、右区内ハ外国人共遊歩御差許之儀ニ付、勝手ニ徘徊イタスベク、就テハ彼我礼儀モ異リ、殊ニ彼方貴人モ手輕ニ旅行イタシ候振合ニテ在々之人民、未ダ外国人之情態ヲモ熟知セザル故、接対方ニ於テ、不都合ノ筋ハ勿論、不作法等有之候テハ、不相濟儀ニ付、未々迄相互ニ心附、兼テ御布令之趣、心得違ハ之様可致事。

一 外国人遊歩之節、若途中ニオイテ休息、又ハ薄暮ニオヨビ止宿等相望候ハバ、所役人方へ案内イタシ、差支無之場所ニ候ハバ、望通取計可遣、旅籠代之儀ハ、相対ヲ以テ取計可申事。

一 外国人出先ニオイテ、差掛リ人足履度旨申出候ハバ相当之賃銭請取、身元相分リ居候モノ差出候様可致事。

一 外国人共門塀等アル場所ハ勿論、招キニアラズシテ人家へ猥リニ不立入筈ニ候得共、若シ庭構園池等、一見イタシ度旨申聞候ハバ、立入不苦場所へハ案内致スベク、差支有之場所ハ相断可申事。

一 社寺ハ、庶人立入、拜礼致候場所迄立入候儀ハ不苦、靈秘ニイタシ、庶人猥リニ不為立入場所、其余廟所、墳墓、又ハ境内メ切之場所ハ相断可申、尤彼方懇望ニテ其主司ニオイテモ、強テ差支無之候ハバ、臨機之取計ヲ以、差許候トモ不苦事。

一 東京開市場之外、諸村ニオイテハ、外国人ト商売取引不相成筋ニ候得共、通行之節聊ノ土産物等買得ノ儀、相望候ハバ、売渡候テ不苦、万一抜荷、密売等之所業ニ及ビ候ハバ、屹度咎可申付候ハバ、速ニ東京府又ハ其支配之役所へ可訴出、其品ニ寄御褒美可被下事。

一 宗門之儀、前々ヨリ之御法度相守、弥以堅可相制、若異宗門之噂イタシ、又ハ申勸候モノ等有之候ハバ、其段早速其支配之役所へ可訴出事。

一 阿片煙草吸喫候儀ハ、嚴禁ニ付、万一ニ相用候歟、又ハ所持イタシ候歟、或ハ外国人ヨリ密ニ買取候モノ及見聞候ハバ前同様可訴出事。

一 外国人ニ対シ、乱暴狼藉ニ及ビ候テハ、礼儀ヲ失ヒ候恥辱ノミナラズ第一威光ニモ相拘リ以ノ外ノ事ニ付、兼テ御布令モ有之、今後右様心得違ノ者ハ無之筈ニ候得共、町村ニオイテモ兼テ手筈申合セ置、万一狼藉ニ及候者有之節ハ所ノモノ打寄搦取若シ手ニ余リ候ハバ、打果シ候トモ不苦候、若シ取逃シ候ハバ地元町村ヨリ時刻ヲ不移、其支配之役所並東京府へ口上ヲ以テ成トモ手分ケイタシ、迅速ニ

可届出候、其余詮議ノ手掛ニ可相成儀等及見聞候ハバ、聊之事ニテモ不隠置、是又早々可申出、其品ニ寄、夫々御褒美可被下事。

附、乱妨ヲ受候外国人国名、姓名等、相分り候丈ヶ承札シ可申立、且当人ハ手当行届候丈ヶ介抱致シ、精々心附可遣万一絶命ニ及候ハバ、大切ニ守護イタシ差函相待可申事。

右之条条急度可相守、若シ後日之引合ヲ通シガタメ及見聞候儀ヲ押隠シ、追テ相顯ルルニオイテハ当人ハ勿論所役人迄モ、夫々嚴重咎可申付候条心得違無之様可致、自今以後、毎年一度ヅツ、其所役人ヨリ、前書之趣、小前之モノヘ為読聞、無遺失様可相守モノ也。

庚午閏年十月

太政官

- 19) 「別手組」という護衛の配置。
- 20) 投宿が許されない状況下で、必然的に馬による日帰りの範囲に限定された。J.R.ブラック「ヤング・ジャパン」2（東洋文庫）20-21頁参照。なお、行動範囲を図面で表記されたものは本文29頁の図参照。
- 21) 都内では浅草や王子、飛鳥山、目黒不動などに人気があった。横浜からは江ノ島や鎌倉、川崎大師などが日帰り旅行の目的地となった。
- 22) 明治三年十月 太政官令 各府藩県へ
外国公使旅行之節、城下又ハ陣屋許へ休泊致候ハバ、官員一人平服ニテ旅館へ相越シ、知事之口上ヲ以、尋問可到事。但、公使ニ無之候ハバ不及其儀事。
旅籠料並人足賃錢共、相對ヲ以テ仕払候筈ニ候条、外務省又ハ開港場之県庁ヨリ之先触面通り相心得、夫々不都合無之様取計可申、尤休泊之場所ハ、宿駅役人共取締筋精々心付、夜中ハ別テ入念見廻り可申事。
外国人旅行先ニ於テ土産物等買入候儀ハ不苦候得共、万一密商ヶ間敷事柄有之候ハバ、見聞次第、御国人之儀ハ其庁ニ於テ始末柄相糺シ、外務省又ハ最寄開港場へ可相届候事。但、外国人之儀ハ、外務省並最寄開港場ニ於テ取札可致事。
旅館へ、幕、臺燈、盛砂等、総而馳走ヶ間敷儀ニ不及候事。
外国官人通行之節、其宿駅ニ於テ問屋役人之内、出迎案内可致、地方官丁ヨリ送迎之役員等不及差出候事。
外国人通行之節、往來見物イタシ候儀ハ不苦候共、彼方ニテハ高官ノ者モ手輕ニ旅行イタシ且彼我之礼義モカハリ候儀ニ付、在々ノ人民ニ於テハ殊更外国人之情態ヲモ熟知セザルユエ、不作法等之儀有之候テハ不相濟儀ニ付、地方官ニテ屹度取締可致事。
外国人へ対万一不礼イタシ候モノ有之義、或ハ不都合之儀有之節ハ、取締出張之官員又宿駅役人トモ附添、官員へ申談、嚴重始末相付ヶ、其段書取ヲ以テ外務省又ハ開港場最寄ニ候ハバ、其開港場へ可届出事。
- 23) 免状の例
「外国人旅行免状」表書
国籍
姓名
身分
寄宿地名
旅行趣意
旅行先及路筋
旅行期限
右ハ〇〇公使ノ保證ヲ以前書掲載ノ場所へ旅行致シ度旨申立差許候條道筋無故障相通可申事
明治〇年〇月〇日 外務省 □印
- 24) 内地旅行をめぐる歴史的背景などに関しては、丸山宏「近代ツーリズムの黎明」（「十九世紀の日本の情報と社会変動」京都大学人文科学研究所刊）に詳しく描かれているが、特に京都を中心とした外国人旅行者誘致と関係した記述は興味深い。
- 25) 現代の外務大臣
- 26) 旅行目的としては、商用や娯楽は認められず、教育や健康維持・回復のためということが目的とされた。
- 27) 「明治九年発行の旅行免状」例。裏面には「内地旅行外国人心得」として以下のように記載されている。
- 一 内地ヲ旅行スル外国人ハ総テ各地方ノ規則ニ遵依スベシ
 - 一 此免状ノ日附ヨリ三十日間ニ必ス出立スベシ
 - 一 本旅行日限ヲ定ムト雖モ途中事故アリテ期限内ニ帰着スル能ハザル外国人ハ豫メ郵便ヲ以テ其国公使ヲ経テ其事故ヲ外務省ニ申立ベシ
 - 一 此免状返納期限ハ帰着ノ日ヨリ五日以内タルベシ尤モ長崎函館等ノ遠方ヨリ出立シテ元地ニ帰着スル外国人ハ其国公使ヲ経テ外務省へ三十日以内ニ通送スベシ
 - 一 旅行中止宿所ニ於テ必ず其宿主ニ此免状ヲ示シ止宿ヲ請ウベシ尤モ途中ト雖モ巡査又ハ郡区戸長ヨ

り免状ノ検査ヲ請フ時ハ必ズ此免状ヲ示スベシ如何ナル事故ヲ以テ辞柄トナストモ之ヲ示サザル外国人ハ差押ノ処分ヲ受クベシ

- 一 此免状ハ一人一己ノ用ヲナシ他人ヘ貸与フルヲ許サズ
- 一 此免状ヲ受ケ内地ヲ旅行スル外国人ト雖モ各地方ニテ日本人民ト売買取引及ビ諸約定ヲ為スヲ許サズ
- 一 此免状ニヨツテ旅行スル外国人内地ニテ日本人民ノ屋室ヲ貸借シ又ハ寄留スルヲ許サズ
- 一 遊獵ノ免許鑑札ヲ所持スル外国人ト雖モ内地ニ入りテハ発砲遊獵スルヲ許サズ
- 一 旅行中事故アリテ半途ヨリ帰着シ猶行サザル残りノ場所ヘ旅行セント欲スル外国人ハ仮令許可セル場所ト雖モ一旦此免状返納致シ更ニ旅行ノ許可ヲ受クベシ
- 一 本文並ニ此心得中掲載セル条例ヲ犯シタル外国人ハ外務省ヨリ一其保證シタル公使ヘ告訴スヘシ計十一款

28) 明治三年一月 海外旅行規則発布

日本人外国に旅行する一条については、実に日本の損害にあらざるべしと余は思えり。政府並全国に取て、大に利益を得る事少からず、如何となれば数人外国行をなし、又家に帰る御は世界の学業、芸術を得て、直にこれを近在に施しなば、其の外国行を成せし光は一般に世界に投打如くなるべし。(中略)ここに日本諸人に告ぐる事あり。親と疎とは毫厘の間にして、千里を謬るに至るものにて、諸人において無心置、外国人に接待するより、大に海外において得がたき新友を沢山に得べし。若も諸人に於て心にわだかまりを持ち、種々の談話に向て故障をいい立るあらば、そは外国を待ずして禍も國中より起るなるべし。故に開化文明の国は治平を助る多くの良友を得、鎖国の風習ある土地には、忽に争乱起るは必然の理なり。故に国を窺ふ敵は親と疎との間より生ず、慎まざるべけんや。(免状略)

規則

- 一 各国御条約書中に有之候条々は、一々相心得可申候事。
- 一 何事によらず、皇国之御為と可相成筋見聞之節は、精々心を用ひ穿鑿を逃げ候上、書面を以て外国官又は神奈川、大阪、兵庫、長崎、新潟、箱館之内、外国掛御役所え飛脚便之節可申越、若又書通不便之節は帰国之上可申出候事。
- 一 銘々父母之邦をはなれ外国へ罷越候儀に付、各覚悟可有之儀に候得共、一身之慎方は不及申、聊之事なり共御国の御外聞不相成様心懸け可申、且引当無之外国人より借財之儀決而不相成、万一旅費其外差支、無余儀外国に於いて借財いたし候はば帰国之節迄に何様にもいたし償戻、決而不義理之事仕間敷、若又引負等いたし其儘逃れ帰り、追而相顯るるに於いては、当人は勿論主家一類迄、其時宜により急度御答之上、償戻之義可被仰渡候事。
- 一 海外旅行中、御国人に出会候はば、仮令不相知もの候とも互に相親み、其もの不心得之事有之候はば異見さし加え、或は病氣等艱苦之体見捨兼候はば、可成丈扶助いたし遣可申候事。
- 一 御渡之御印章は大切に取扱、帰国之上可奉返納、尤当御役所に不限、前書何れ之港にても帰着之都合次第、相納候て不苦候事。
- 一 他国の入別に加はり候事、並宗門相改候儀堅く御制禁之事。
- 一 年限之儀は別段御定無之候得共、凡十カ年は御許容可被下候事。
- 一 年限相立、無滞帰国之上は、旅行中之始末委細に可申上候事。

右之通申渡候条堅相守可申事。

29) 免許状以外の土地への旅行届出件数：明治20年から27年まで21名の記録が外務省外交資料館に残っている。

(届出例)

米国人「バラ」ナルモノ學術演説及ヒ旅行免状ヲ願受ケントスル義ニ付別紙訳分ノ通り宮城県ヨリ向出候然ルニ向キニ貴省ニ於イテ御附与ノ免状ニハ「バラ」ハ上総及栃木県ヘトアリ既ニ免状地外ノ仙台ニ至リ更ニ免状ヲ願受ケント云ドモ甚不都合ノ行為ニ付決シテ其滞留ヲ許スヘキモノニアラス且又「フルベッキ」ト共ニ學術演説ヲ為サントスルモ抑モ外国人旅行先ニ於テ自カラ演説ヲ開帳スルノ謂レナキニ付別紙電報等ノ通り指令ニ乃ヒ可然ト致思考候御異見致承知度此段及御照会候也

明治十八年六月二十四日 内務卿伯爵 山形有朋 印

外務卿伯爵 井上馨 殿

(関所はないものの、地方の府県庁では実質的に官憲を通してこれをチェックする義務があった。この姿は外国人旅行者の旅行記の中に頻りに現れる。)

また、内地旅行違反問題に関して、伊藤久子「明治時代の外国人内地旅行問題」横浜開港資料館紀要第19号(2001年3月)に詳しく論じられている。

30) 領事裁判権 (Consular Jurisdiction) と治外法権 (Extraterritorial Treaties) との違いについて：

領事裁判権に関しては、欧米でも場合によって使われていたが、その目的はあくまでも相互の利便性を対等に判断してということだった。一方、治外法権は、条約を締結する一方の国が強権をもって相手側に要求するものである。この背景には、以下の要素があった。

- ① 欧米諸国では、日本の法制度をまったく信頼していないこと。当時の日本は、中国の法制度を採用していた結果、自白偏重主義でその結果拷問などが日常的であったことにより残酷かつ非人道的なものであるとみなされたこと。
- ② 日本の法制度といえるものは、階級に基づく倫理・処罰規定になっていること、訴訟手続きがあいまいが存在していないこと、地域によって規範がばらばらであること、キリスト教的倫理に基づいていないこと。
- 31) 明治元年にこの規定に違反した清国人に対して、罰金銀100枚を科した例がある。また、対韓国では、征韓論を巻き起こす原因ともなった違法韓国人の送還事件がある。(明治天皇紀参照)
- 32) 当時の軽犯罪法ともいえるもの。
明治四年十一月二十九日 東京府達
府下賤民共衣類不著裸体ニテ稼方致シ、或ハ湯屋へ出入候者モ間々有之、右ハ一般ノ風習ニテ御国人ハ左程相軽シメ不申候得共、外国ニ於テハ甚ダ之ヲ鄙ミ候ヨリ、銘々大ナル恥辱ト相心得、我が肌ヲ顕シ候事ハ一切無之由、然ルニ外国ノ御交際追々盛ニ相成リ、府下ノ儀ハ別而外国人ノ往来モ繁ク候処、右様見苦敷風習此儘差置候テハ、御国体ニモ相拘リ候ニ付、自今賤民タリトモ、決シテ裸体不相成候条、稼方ニ付衣類ヲ著シ不便ノ者ハ、半纏又ハ股引腹掛ノ内相用ヒ、全身ヲ不顯様屹度相慎ミ可申、万一相背候者有之ニ於テハ、取締組ニテ差押ヘ可申旨ニ候条、此旨兼テ相心得候様、小前末々無洩様申論者也。
- 33) 府下嚴禁の令 明治五年四月
一 裸体又ハ袒裼ニテ往来致シ候儀ハ勿論、見世先其外総ジテ往還見通シノ席ハ同様不相成候事。
一 男女入込洗湯不相成候事。
但シ、湯屋二階並ニ入口等ハ霞暖簾ノ類下ゲ置、往来ヨリ見通シ不相成様可致候事。
- 34) 違式註違條例 明治五年十一月
違式罪目 (咎罪 10~20回)
第十四条 外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者
第十五条 外国人ヲ私ニ雜居セシムル者
第二十二條 裸体又は袒裼シ或ハ股脛ヲ露シ醜態ヲナス者
註違罪目 (拘留 1日~2日)
第三十七條 湯屋渡世ノ者戸口ヲ明ケ放チ、或ハ二階エ見隠簾ヲ垂レザル者
第四十二條 旅籠屋渡世ノ者、止宿人名記載セズ、或ハ之ヲ届ケ出ザル者
- 35) 青木周蔵自伝に描かれた外国政府などとの交渉内容を見よ。
- 36) 「秋の日本」
- 37) イザベラ・バード「日本奥地紀行」、ウェストン「日本アルプスの登山と探検」など。
- 38) 築地に設けられた外人居留区もこの条約改定を受けて廃止となる。
- 39) 条約改正に伴う「改訂条約実施ニ付キ有司戒飭ノ詔書」
1899年(明治32年)6月30日
…開國ノ国是ニ格遵シ億兆心ヲ一ニシテ善しく遠人と交ワリ国民ノ品位ヲ保チ帝國ノ光輝ヲ發揚スルニ務ムコトヲ庶幾(コイネガ)フ。
- 40) 当時の黄禍論に関しては、ハインツ・ゴルヴィツァー「黄禍論とはなにか」、橋川文三「黄禍物語」、飯倉章「イエローペリルの神話」などのほか、桑原隲蔵、飯塚浩二の論文、森鷗外各著作(「人種哲学梗概」「黄禍論梗概」)を参照。
- 41) 在米国総領事よりの手紙
「訪日外国人旅行者誘致に関する外務大臣指令文」
明治三十七年四月 小村寿太郎外務大臣
在欧米日本国大使あて
欧米諸国人ニシテ遊覽ノ為メ本邦へ渡来スル者頻年漸ク多キヲ加ヘ其本邦ニ於テ費ストコロカ年約一千四五萬円ノ多額ニ上リ諸種ノ營業社会ヲ潤スコト不貳次第二有之候、然ルニ本年ハ右遊覽外国人渡来スル者殆ト皆無ニ有之為メニ往来假年遊覽者ニヨッテ各担当ノ利潤ヲ占メ来タル營業者ハ不貳打撃ヲ蒙リ次第二右之候ハ畢竟日露戦ソウノ結果本邦遊覽ヲ以ッテ危険ト看做シ国内ニ於テ非常ノ混雜ヲ極メ汽車、汽船、旅館等ニ関シ、非常ニ不便ヲ感スルモノトノ想像ニ基イテノモノナルコト疑イナキ。・・・
得共本邦ニ於テハ開戦以來着々機先ヲ制シ国内管秩序整然、一般社会ニ於テハ何等ノ混雜何等ノ不自由ナシ、全ク平日ノ通りニシテスコシモ危険ノオソレナシ。云々。
- 42) ビエール・ロティ「秋の日本」、前坊洋「明治西洋料理起源」(岩波書店)などの記述。
- 43) この現象を明治の西洋建築物から見たものに、初田亨著「都市の明治」(筑摩書房)がある。
- 44) 喜賓会の成立や活動内容等に関しては、白幡洋三郎著「異人と外客」(京都大学人文科学研究所刊「十九世紀の日本の情報と社会変動」113頁以下)に詳しく述べられている。
- 45) 「訪日外国人旅行者誘致に関する外務大臣指令文」

明治三十七年四月 在欧米日本国大使あて 小村寿太郎外務大臣

欧米諸国人ニシテ遊覽ノ為メ本邦ヘ渡来スル者頻年漸ク多キヲ加ヘ其本邦ニ於テ費ストコロウカ年約一千四五萬円ノ多額ニ上リ諸種ノ營業社会ヲ潤スコト不貳次第ニ有之候、然ルニ本年ハ右遊覽外国人渡来スル者殆ト皆無ニ有之為メニ往來假年遊覽者ニヨツテ各担当ノ利潤ヲ占メ来タル營業者ハ不貳打擊ヲ蒙リ次第ニ右之候ハ畢竟日露戦ソウノ結果本邦遊覽ヲ以テテ危險ト看做シ国内ニ於テ非常ノ混雜ヲ極メ汽車、汽船、旅館等ニ對シ、非常ニ不便ヲ感スルモノトノ想像ニ基イテノモノナルコト疑イナキ。・・・得共本邦ニ於イテハ開戦以來着々機先ヲ制シ国内管秩序整然、一般社会ニ於テハ何等ノ混雜何等ノ不自由ナシ、全ク平日ノ通りニシテスコシモ危險ノオソレナシ。云々（以下略）。

- 46) 当時のドルと円との換算レートは、明治30年の金本位制復活を受けて100円が49ドル8分の7だった。これを基準に考えると、計画案が提案された明治時代の7万ドルは当時の約14万円である。
- 47) 日本輸出入貿易業組合有志 宮田光雄警視總監宛 昭和六年一月二十日付
- 一 団員ヲ遊里ニ案内シテ不当ノ利益ヲ獲得シ
 - 一 常ニ多額ノ報酬ヲ与ウル店舗ト特約シテ外人ノ意志ニ反シ之ニ案内シテ莫大ノ金額ヲ利シツアル
 - 一 又、特約サセル商店ヘモ彼らハ事後ニ至リ多数隊ヲ組ミテ訪問シ「手数料」を強請シ其総額毎回数万円ヲ下ラサル由
- 彼等ノ要求ニ応セサル場合ハ非常ノ迫害ヲ蒙リ候為メ泣ク泣ク其要求ニ従イ居ル
- 一 鉄道省経営奈良ホテル売店デサヘ・・・
 - 又觀光團側ヨリ見ルモ勢ヒ高価ノ品物（時ニハ偽物）を購入シ居ル次第ニテ實ニ寒心堪ヘズ候近來ハ団員モ之ヲ知り「日本品不買同盟」ニ加入センコトヲ宣伝シツアル有様・・・
- 48) 昭和六年六月十日付 案内業予備試験実施計画 警視庁外事課長より外務省宛
- 49) Official Guide to Eastern Asia Vol. 2 and Vol. 3 (1914年初版) が An Official Guide to Japan として1933年に改訂発行されるのであるが、これは日露戦争直後の1908年に、東アジア地域が欧米に知られていないということから、編纂が開始されたことに始まっている。東アジア部分はロシアとの共同作業の予定だったがこれが進まず、日本の部分だけが完成し発行されたのが1914年。その後4回改訂されている。戦前の案内書の雛型となる1933年版は1926年に改訂作業が開始され1933年に完成。丸善書店から10円（1英国ポンド、5米ドル）で販売された。
- 50) 昭和五年一月二十八日
- 日本來遊外客中特ニ婦人ノ便所（水洗式）ノ設置ヲ京都・伏見ト奈良・大津ノ各市役所及商工会議所ニ對シテ建議
- 京都 一 嵐山、円山、金閣寺、博物館
 - 伏見 一 桃山、大手前、宇治
 - 奈良 一 奈良公園、法隆寺
 - 大津 一 石山、三井寺
- また、京都における当時の外国人旅行者受入整備の経緯に関しては、白幡洋三郎「異人と外客」に詳しく紹介されている。
- 51) 全国観光祭、国際観光の夕、日米親善人形使節の来朝など。
- 52) 明治二年四月に日米航路が開始されたが、便数は月2便、横浜―桑港間20日間、横浜―支那間6日間だった。
- 53) 陸上交通より海上交通が便利だった時代であり、また、1899年までは、パスポートは国境に関係なく日本国内いたるところで外国人はチェックされていた。また今でもアメリカには東京から北京行きの鉄道切符を探す旅行者に出会うことがあるが、歴史的に見れば特段おかしなことではないのである。
- 54) Familiarization trip の略で旅行業関係や報道関係者の招待旅行の意味。
- 55) Chuck Gee, International Tourism: A Global Perspectives, WTO の中でも経済効果が中心テーマになっている。
- 56) 旅行産業界ですら訪日客誘致目的が、日本と他の諸国との比較の上からの論理構築であって、経済効果という側面での意義付けや理論構成は非常に弱い。(JATA のまとめた「インバウンド観光振興提言」2000年参照。)

参考文献)

(書籍)

- 青木周蔵著「青木周蔵自伝」東洋文庫、1979
- 岡田章雄著「明治の東京」桃源選書、1965
- 岡田章雄訳「エルギン卿遣日使節録」新異国叢書、1968
- 外人の見た日本の横顔、ジャパン・ツーリスト・ビューロー&日本旅行協会、1935
- 木下真弘著「維新旧幕比較論」岩波文庫、1993
- 田 誠著「国際観光事業論」春秋社、1940

内藤初穂著「トマス・B. グラバー始末」アテネ書房、2001
 西川長夫ほか「幕末・明治期の国民国家形成と文化変容」新曜社、2002
 沼田次郎他訳「ポンペ日本滞在看聞記」新異国叢書、1968
 福地源一郎著「幕府衰亡論」東洋文庫、1977
 芳賀 徹著「明治維新と日本人」講談社学術文庫、1980
 初田 亨著「都市の明治」筑摩書房、1981
 平野勇夫訳「ヘンリー・ダイヤー Dai Nippon 大日本」実業之日本社、1999
 丸山真男著「文明論之概略を読む」上中下、岩波新書版、1986
 前坊 洋著「明治西洋料理起源」岩波書店、2000
 陸奥宗光著「蹇蹇録」岩波文庫、第6刷、1999
 御手洗昭治著「サムライ異文化交渉史」ゆまに書房、2007
 和辻哲郎著「鎖国」上・下、岩波文庫、1982
 明治天皇紀、全13巻 吉川弘文館
 E. R. シッドモア著「日本・人力車旅情」有隣新書、1986
 E. H. ノーマン著「日本における近代国家の成立」岩波文庫、1993
 サミュエル・エリオット・モリソン著「伝記ペリー提督の日本開国」双葉社、2000
 ドナルド・キーン著「明治天皇」文庫版全巻、新潮社、2006-2007
 アーネスト・サトウ著「明治日本旅行記」(上)(中)(下)、平凡社、1996
 ビュール・ロティ著「秋の日本」村上他訳、角川文庫、1957
 サー・ヒュー・コータツツイ「歴代の駐日英国大使」日英文化交流研究会、文眞堂、2007
 モース、E. S. 著「Japan Day By Day」Cherokee Publishing, 1917
 Treat, Payson J., Diplomatic Relations Between the United States and Japan 1835-1895, Stanford Univ. Press, California, 1935
 Fujiya Hotel, We Japanese, Yamagata Press, 1949
 Official Guide To Japan, JNTO, 1955
 Bird, Isabella L. Unbeaten Tracks In Japan, Putnam, 1880
 W. S. Caine, Trip Around the World, Routledge, 1888
 Withey, Lynne, Grand Tours And Cook's Tours, Morrow, 1997
 B. H. Chamberlain, Murray's Hand-Book Japan, Murray's, 1907
 Perez, Louis G., Japan Coming of Age, Fairleigh Dickenson Univ. Press, 1999
 (論文)
 丸山 宏「近代ツーリズムの黎明」(「十九世紀の日本の情報と社会変動」収) 京都大学人文科学研究所 1985
 白幡洋三郎「異人と外客」同上
 広瀬靖子著「明治初年の対欧米関係と外国人内地旅行問題(一)」史学雑誌、第83巻第11号、山川出版社、1974
 伊藤久子著「明治時代の外国人内地旅行問題」—内地旅行違反をめぐる—、横浜開港資料館紀要第19号、2001
 柳下宙子著「戦前期の旅券の変遷」研究ノート、外交史料館報第12号、1998 (資料類)
 (その他)
 「維新日誌」第4巻、静岡郷土研究会、1932
 明治文化全集「雑誌編」日本評論新社、1955
 日本観光辞典、1955
 日本国有鉄道百年史第8巻、交通協力会、1971
 新聞記事で綴る明治史、博報堂編、1975
 日本交通公社70年史、財団日本交通公社、1982
 近代外国人関係法今年表、明石書房、1996
 戦前期各種外交文書、外務省外交史料館所蔵
 世界一周、朝日新聞日曜版、2001年8月19日版